備考

一　様式その一は第六十四条第一項、第二項及び第四項、第七十七条第一項並びに第八十一条第四項の規定による請求に基づいて交付する投票用紙であり、様式その二は第六十五条第一項及び同条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による請求に基づいて交付する投票用紙である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から○の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。

四　様式その一による投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、様式その一による投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　様式その二による投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

七　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

別記第二様式（第百四十七条関係）

表

折目

日本国憲法改正国民投票
在外投票

中央選挙管理会印

裏

折目

記載欄	
賛成	
反対	

注意
○　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。
二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。
三　○の記号以外は何も書かないこと。

備考

一　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から○の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

二　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。

三　投票用紙に押すべき中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。

四　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

別記第三様式（第百四十七条関係）

その一

表

折目

日本国憲法改正国民投票
点字投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会

印

裏

折目

注意
○　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に賛成の文字を書くこと。
二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内に反対の文字を書くこと。
三　賛成の文字又は反対の文字以外は何も書かないこと。

記載欄

その二

表

折目

日本国憲法改正国民投票
船員不在者投票点字投票

市（区）（町）（村）
選挙管理委員会

印

裏

折目

注意
○　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に賛成の文字を書くこと。
二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内に反対の文字を書くこと。
三　賛成の文字又は反対の文字以外は何も書かないこと。

記載欄